

自動車関係諸税について

2022年4月28日
一般社団法人 日本自動車工業会

1. 自動車産業の位置付け

■自動車産業は、部品・素材、販売・整備、物流・交通、金融など、幅広い関連分野を持つ産業として経済や雇用に貢献

- 自動車など輸送機械の**出荷額**は**60兆円**で**製造業の約2割**
- 自動車製造の**設備投資額**は約**2.3兆円**で**製造業の約2割**を、また、**研究開発費**は**3.7兆円**で**約3割**を占めている。
- 自動車の製造・販売・整備、運輸、保険、ガソリンスタンドなど、**自動車関連産業に従事する就業人口**は、**約550万人**で**全就業人口の1割**に相当

製造品出荷額 323兆円(製造業)
(2019年)

うち自動車
60兆円

【出典:経済産業省 工業統計】

設備投資額 13.5兆円(製造業)
(2020年度)

うち自動車
2.3兆円

【出典:財務省 法人企業統計】

研究開発費 12.5兆円(製造業)
(2020年度)

うち自動車
3.7兆円

【出典:総務省 科学技術調査】

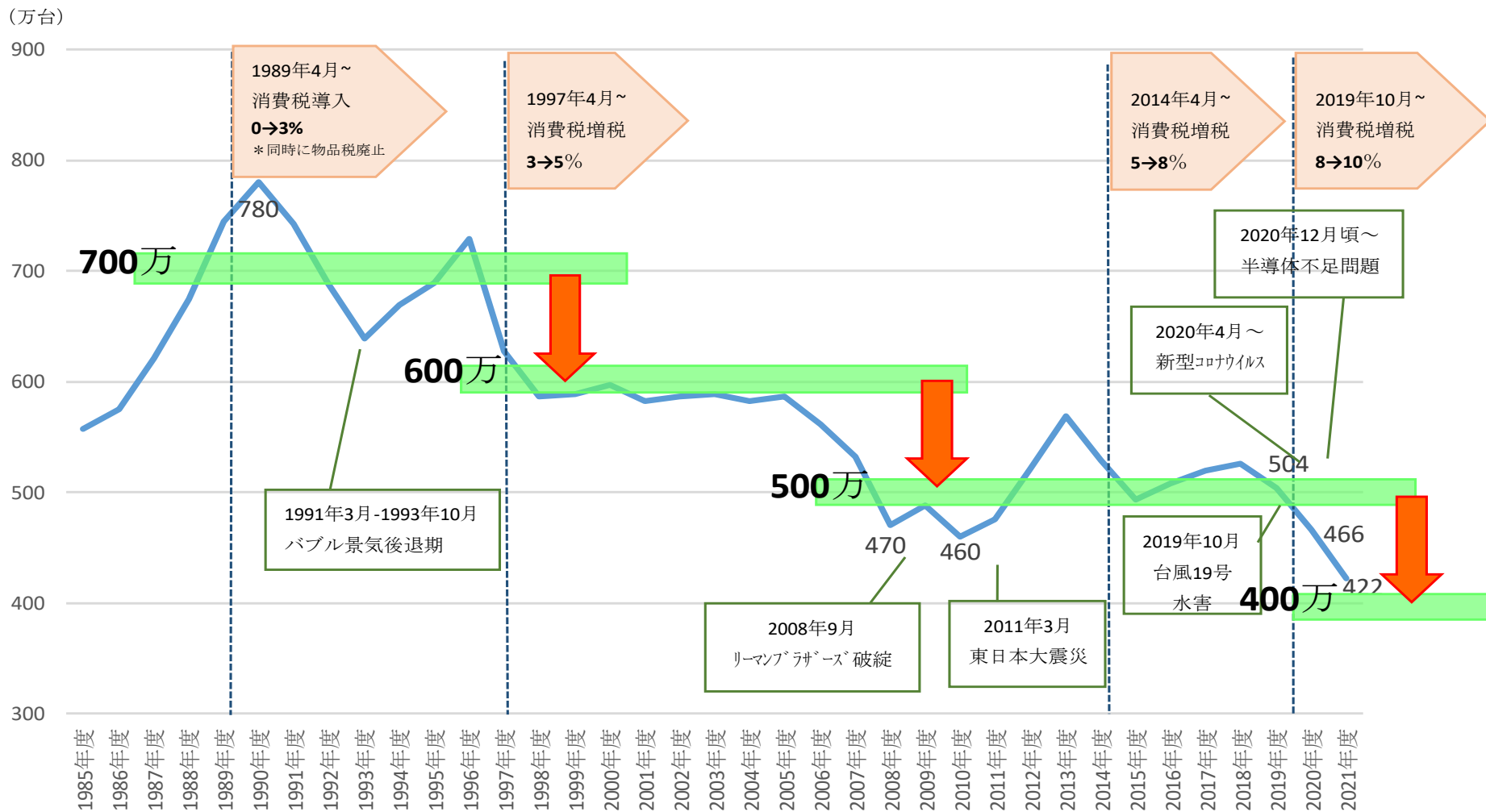
就業人口 6,664万人(全就業人口)

うち自動車
550万人

【出典:自工会推計】

2. 縮小を続ける国内自動車市場

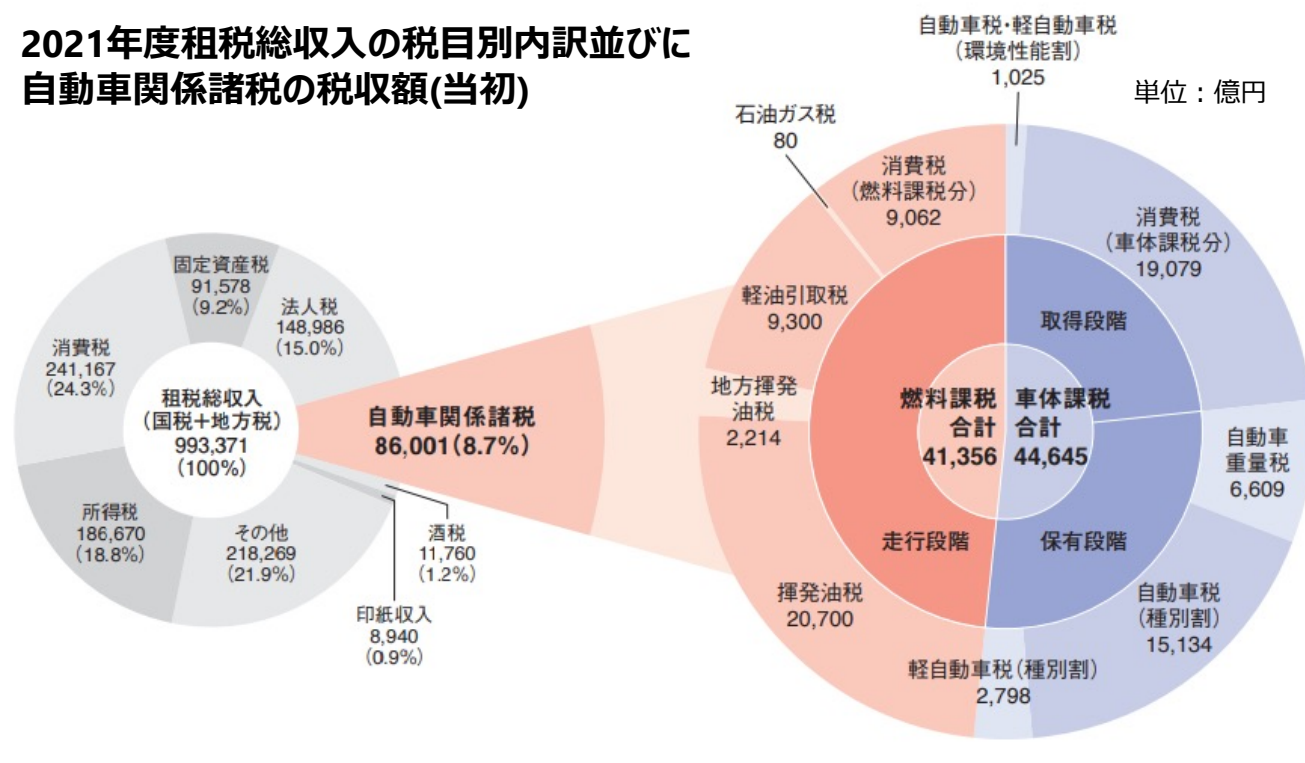
■ 国内自動車市場は1990年度の**780万台**をピークに減少傾向をたどっている。
2021年度は、ピーク時の6割弱の**422万台**となった。



3. 約9兆円にもおよぶ自動車関係諸税の税収

- 日本の自動車ユーザーは、取得、保有、走行の各タイミングで、**9種類、総額8.6兆円**もの税金が課されており、**複雑で過重**。
- 国の租税総収入100兆円の**約1割を自動車ユーザーが負担**。

2021年度租税総収入の税目別内訳並びに自動車関係諸税の税収額(当初)



税目	税収(億円)	国・地方税
環境性能割	1,025	地方税
消費税(車体課税分)	19,079	国・地方税
自動車重量税	6,609	国税
自動車税	15,134	地方税
軽自動車税	2,798	地方税
車体課税合計	44,645	
揮発油税	22,700	国税
地方揮発油税	2,214	国税
軽油引取税	9,300	地方税
石油ガス税	80	国税
消費税(燃料課税分)	9,062	国・地方税
燃料課税合計	41,356	

注1.租税総収入内訳の消費税収は自動車関係諸税に含まれる消費税を除く。2.自動車関係諸税の消費税収(自動車整備含む)は日本自動車工業会の推定。3.消費税収には地方消費税収を含む。

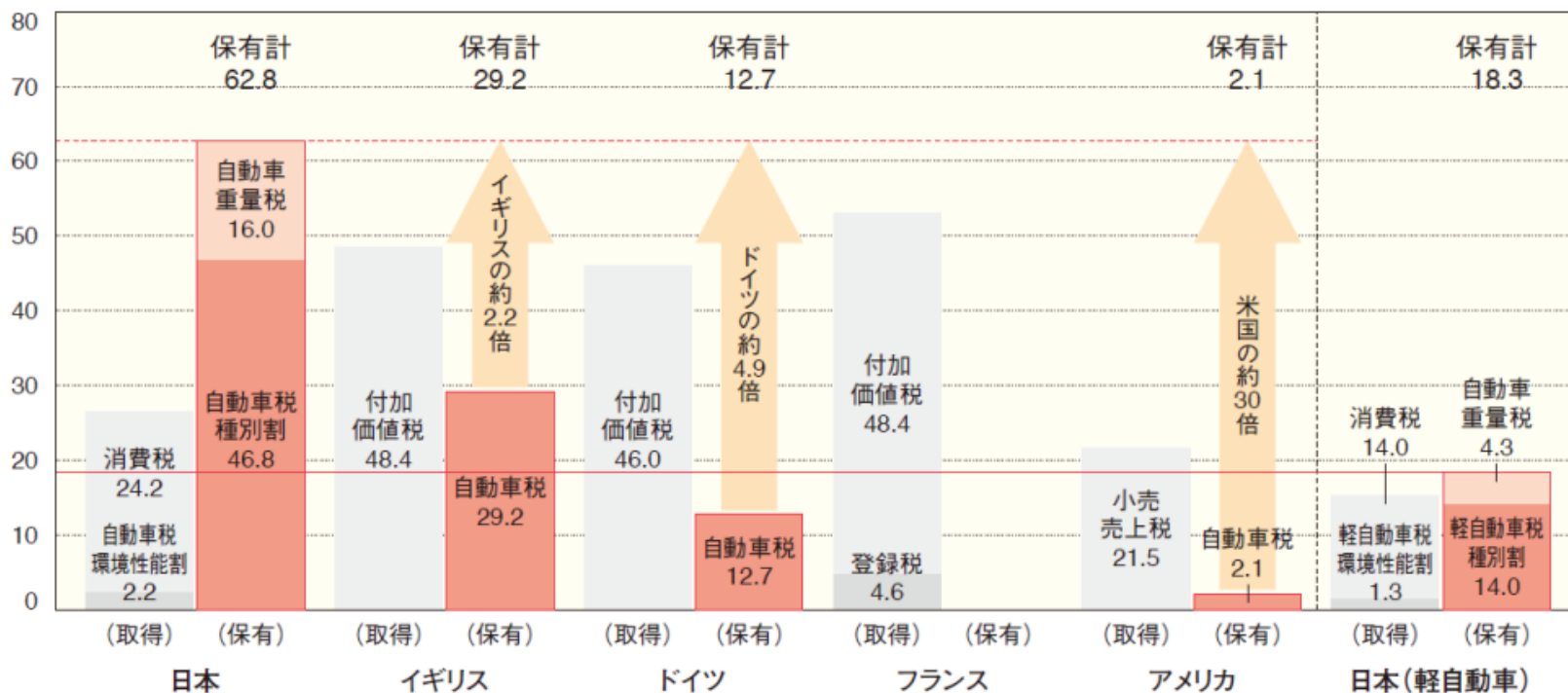
資料：財務省、総務省

4. 日本の自動車ユーザーの税負担は国際的にも過重

- 自動車が基幹産業の各国と比較して、日本の自動車ユーザーの負担は過剰。軽自動車の負担が国際水準。
- 日本の保有段階における税負担は、米国の約30倍、ドイツの約4.9倍、イギリスの約2.2倍。

● 税負担の国際比較

単位(万円/13年間)



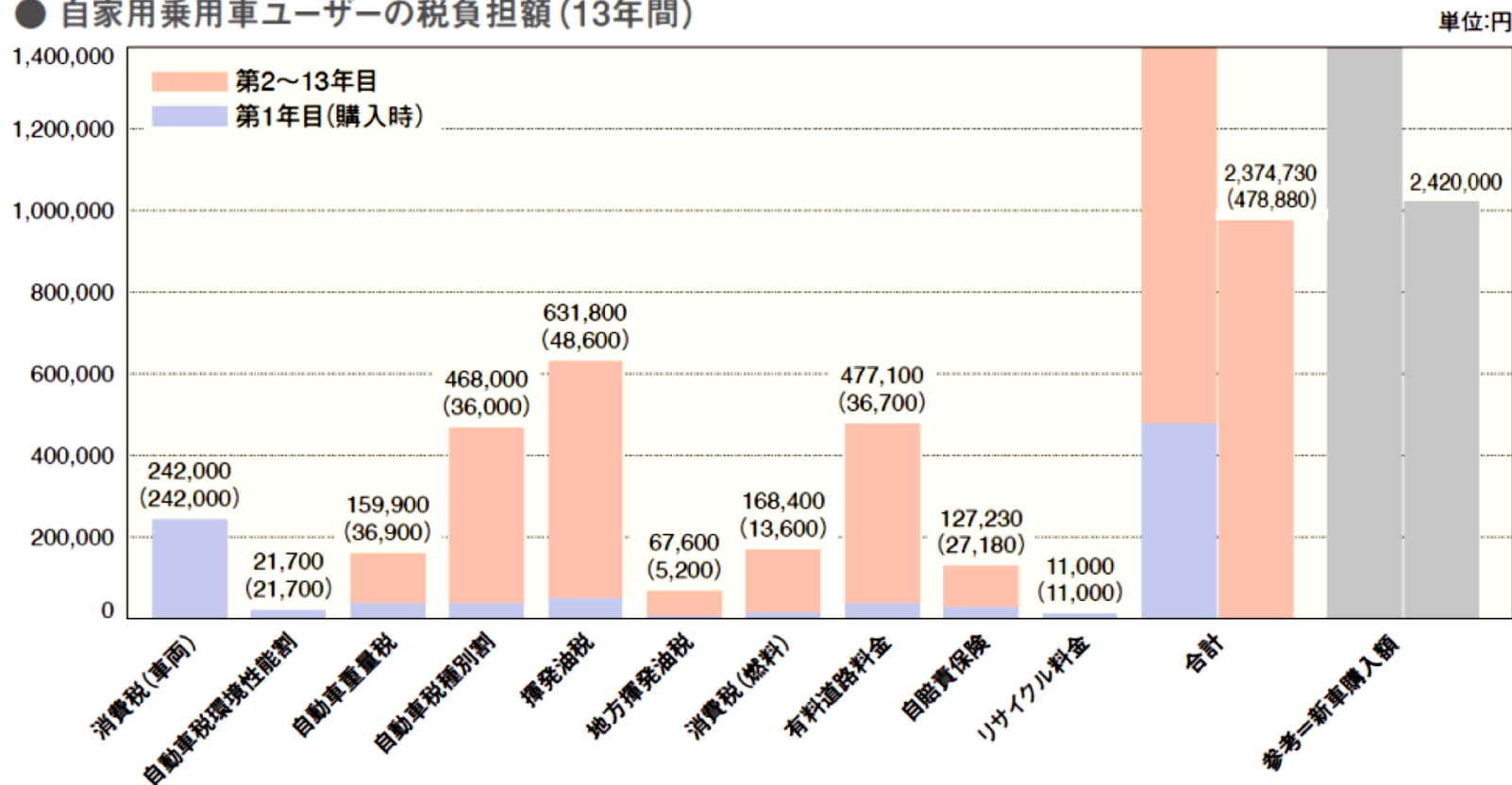
前提条件: ①排気量2000cc ②車両重量1.5t以下 ③JC08モード燃費値 20.4km/L (CO₂排出量114g/km) ④車体価格242万円(軽は140万円) ⑤フランスはパリ、米国はニューヨーク市 ⑥フランスは課税馬力8 ⑦13年間使用(平均使用年数:自検協データより) ⑧為替レートは1€=¥125、1£=¥143、1\$=¥107(2020/4~2021/3の平均)
 ※2021年4月時点の税体系に基づく試算 ※日本のエコカー減税等の特例措置は考慮せず

日本自動車工業会調

5. 自動車ユーザーの負担は購入時だけではない

■ 自家用乗用車ユーザーの場合、車両価格242万円の車を13年間使用すると6種類もの税金が課せられ、その負担額は合計で**約180万円**にもなる。

● 自家用乗用車ユーザーの税負担額 (13年間)



前提条件: ①2000ccで車体価格242万円(税抜き小売り価格)の乗用車 ②車両重量1.5トン以下 ③年間燃料消費量1,000ℓ ④重量税は車検証交付時または届出時に課税(第1年目は新車に限り3年分徴収) ⑤税率は2021年4月1日現在 ⑥消費税は10%で計算 ⑦リサイクル料金は2000ccクラスの平均的な額
 注:1.有料道路料金、自賠責及びリサイクル料金は自動車諸税に準ずる性格を有するため計算上加味した。(自賠責保険は2021年4月1日現在の保険額) 2.有料道路料金は2019年度料金収入より日本自動車工業会試算。

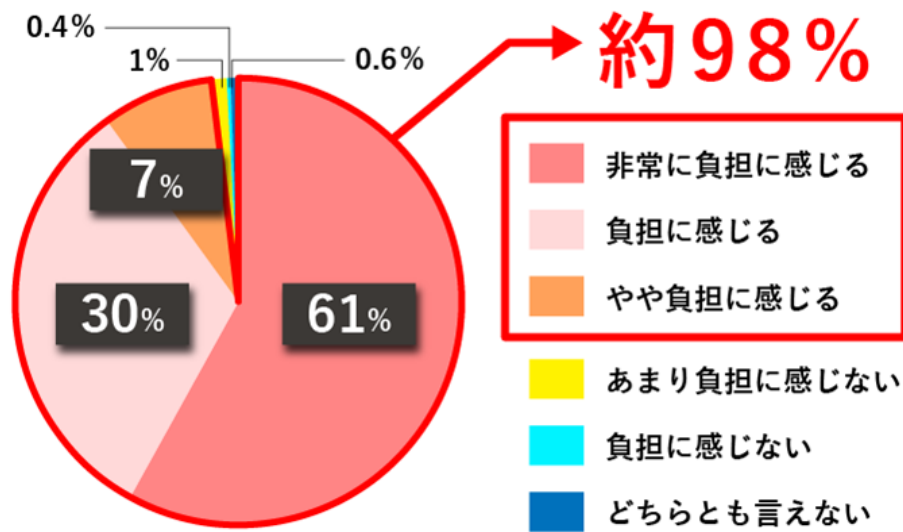
6. 負担軽減は自動車ユーザーの切実な声①

■自動車ユーザー団体の『JAF(日本自動車連盟)』が実施したアンケートでは、98%の自動車ユーザーが「クルマの税金に負担を感じる」と回答。

Q:自家用乗用車には毎年、おおむね11.57万円の税金（保有段階：自動車税、自動車重量税、走行段階：ガソリン税＜揮発油税＋地方揮発油税＞、消費税）が課せられています。

あなたはこれら自動車にかかる税金を負担に感じますか？

- ・調査対象：全国18歳以上の自家用乗用車保有者
- ・調査方法：インターネット調査（JAFホームページにて実施）
- ・調査期間：2021年8月24日（火）～9月12日（日）の20日間
- ・有効回答者数：115,813人



6. 負担軽減は自動車ユーザーの切実な声②

■ JAFアンケートでは、地方での移動手段確保のためにももの自動車税制を見直して自動車関係諸税の負担を軽減すべきとの回答が93%に達している。

自家用乗用車の世帯当たりの普及台数 (都道府県別)

2020年3月末現在

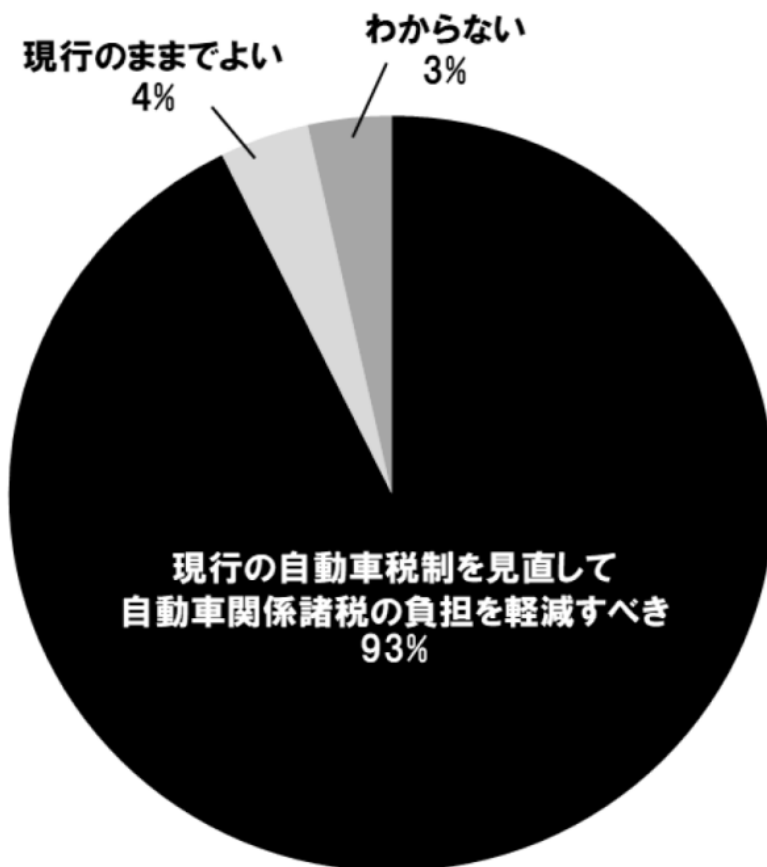
世帯当たり普及台数の多い都道府県

順位	都道府県	世帯当たり普及台数
1	福井県	1.727台
2	富山県	1.670台
3	山形県	1.660台
4	群馬県	1.614台
5	栃木県	1.593台
6	茨城県	1.577台
7	長野県	1.571台
8	岐阜県	1.562台
9	福島県	1.548台
10	新潟県	1.538台

世帯当たり普及台数が1台未満の都道府県

都道府県	世帯当たり普及台数
東京都	0.424台
大阪府	0.637台
神奈川県	0.694台
京都府	0.813台
兵庫県	0.903台
埼玉県	0.957台
千葉県	0.962台

資料：自動車検査登録情報協会



7. 車体課税の変遷

自動車税

1940年創設
当時は戦費調達目的、戦後は都道府県の一般財源

軽自動車税

1958年自動車税より
分離独立
市町村の一般財源

2015年増税
(7200円→10800円)

2016年大綱
引下げに関する文言

2019年10月から消費税10%
時に「自動車税引下げ」

2019年10月より自動車税・軽自動車税の環境性能割導入

自動車取得税

1968年創設
都道府県及び市町村の道路整備を目的とした道路特定財源

自動車重量税

1971年創設
道路等、交通社会資本整備のため財源
(事実上の道路特定財源)

道路整備5か年計画財源確保のため
本則税率を上回る「暫定税率」で税率引き上げ

道路特定財源の一般財源化
(2008年 政府・与党が決定)

- ・ H21年予算において道路特定財源制度廃止
- ・ 暫定税率を含めた税率の在り方は、今後の税制抜本改革時に検討することとし、それまでの間、現行の税率水準を維持

2009年 (H21年度) 道路特定財源制度廃止

課税根拠喪失
消費税との二重課税

課税根拠喪失
当分の間税率存続

置換

廃止

8. 環境性能割(自動車税・軽自動車税)の概要

■ 2019年10月より導入。購入時に、取得価格に対して省エネ法の燃費基準値の達成度などに応じて課税。

[税率は0~3%(軽自動車・営業用は0~2%)]

[但し、一定の燃費基準達成車及び電気自動車等は非課税]

■ 新車・中古車を問わず対象。

● 環境性能割(自動車税・軽自動車税)

適用期間：2021年4月1日~2023年3月31日

【自家用乗用車(登録車・軽自動車)(中古含む)】

対象・要件等		特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%低減 又は 平成30年排ガス規制適合) 		登録車 軽自動車	非課税				
	<ul style="list-style-type: none"> プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車(1) 	登録車	非課税				
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	燃費性能	令和12年度燃費基準(2)					
			60% 未満	60%	65%	75%	85%
	平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	登録車	3%	2%	1%	非課税	
		軽自動車	2%	1%	非課税		

(1)2022年4月1日以降に取得したクリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%以上達成に限り上記要件を適用。(2)減免対象は、令和2年度燃費基準達成の車両に限る。

9. グリーン化特例(自動車税・軽自動車税)の概要

● 「自動車税・種別割」の軽減措置(グリーン化特例)【乗用車等】(2021、2022年度)

対象車			軽減措置の内容(1)	
乗用車	自家用 営業用	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減 又は 平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 		概ね75%軽減
	営業用	ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%以上低減 かつ令和12年度燃費基準90%達成(2)	
		ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 又は 平成30年排出ガス規制適合、 かつ令和12年度燃費基準90%達成(2)	
		ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%以上低減、 かつ令和12年度燃費基準70%達成(2)	
	ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 又は 平成30年排出ガス規制適合、 かつ令和12年度燃費基準70%達成(2)	概ね50%軽減	
バス・トラック	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減 又は 平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 		概ね75%軽減	

(1)軽減措置については、新車新規検査を受けた翌年度に限り適用される。また、新車登録から11年を経過するディーゼル車(ガソリン車、LPG車は13年を経過する車)を概ね15%重課(バス・トラックは概ね10%重課)する措置がある(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス、被けん引車を除く)。(2)令和2年度燃費基準達成車に限る。

● 「軽自動車税・種別割」の軽減措置(グリーン化特例)【軽乗用車等】*(2021、2022年度)

対象車			軽減措置の内容(1)	
軽乗用車	自家用 営業用	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減 又は 平成30年排出ガス規制適合) 		概ね75%軽減
	営業用	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%以上低減 かつ令和12年度燃費基準90%達成(2)	概ね50%軽減
			平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%以上低減、 かつ令和12年度燃費基準70%達成(2)	概ね25%軽減
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減 又は 平成30年排出ガス規制適合) 		概ね75%軽減	

*新規取得した軽四輪車(三輪以上)に限る。

(1)軽減措置については、新車新規検査を受けた翌年度に限り適用される。また、新車登録から13年を経過する四輪車等を概ね20%重課する措置がある。(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く)。(2)令和2年度燃費基準達成車に限る。

10. エコカー減税(自動車重量税)の概要

- 2009年4月、環境対応車の普及・促進を目的としたエコカー減税が創設。
- 直近では、2021年4月、軽減率の見直しを行ったうえ、適用期間が2年間延長。
〔※エコカー減税(自動車取得税)は、自動車取得税が廃止された2019年9月末で終了〕

● 「自動車重量税」の減免措置

適用期間：2021年5月1日～2023年4月30日

1. 乗用車

対象・要件等		特例措置の内容						
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 		新車 新規検査	免税(1)					
			<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合 又は 平成30年排ガス規制適合の乗用車) 	免税(2)(4)				
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	燃費性能	新車 新規検査	令和12年度燃費基準(3)					
	排ガス性能		60%	70%	75%	85%	90%	達成
	平成30年排ガス規制50%低減		25%軽減		50%軽減		免税(4)	

- (1) 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時も免税。(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)
- (2) 2022年5月1日以降に新車新規登録されたクリーンディーゼル乗用車については、令和2年度燃費基準達成の車両に限り免税。(3) 減免対象は、令和2年度燃費基準達成の車両に限る。
- (4) 新車新規登録時に免税を受けた令和12年度燃費基準120%以上を達成している車両については、初回検査時も免税。(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付を受けた場合に限り適用。)

検討事項

- 4 カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。
- 5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う